

講師の要件

1 安全衛生団体等が実施する場合

以下の(1)～(3)に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、「B 専門項目」については、(4)に掲げる者を講師として充てること。

- (1)「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者
- (2)平成18年度以前の「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者であって、所定の科目を受講した者
- (3)上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (4)労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士及び衛生管理士等、「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

2 事業者が実施する場合

安全衛生団体等が実施する場合と同様の取扱いとすることが望ましいこと。